

麻醉博物館内規

2012年6月6日制定

2015年3月27日改定

2016年3月25日改定

2017年3月24日改定

2020年3月19日改定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻醉科学会（以下、「この法人」という。）の定款に基づき、この法人に関する貴重な歴史的遺産の散逸を防ぎ、資料の収集・保存、麻醉科学関連資料の調査・研究を行うことを目的として麻醉博物館（以下、「博物館」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、博物館を兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目5番地の2神戸キメックセンタービル3階に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、麻醉博物館委員会の管理の下、館員ボードにより次の事業を行う。

- (1) 麻酔科学関連資料に関する事業
 - (2) 展示施設の設置・運用に関する事業
 - (3) その他麻醉科学関連資料に関する事項
- 2 博物館の開館に関し必要な事項は、別に定める

(組織)

第4条 館員ボードは、次の者で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 委員
- (3) 館長
- (4) 麻酔科学関連資料の収集、管理および研究を担当する館員
- (5) その他、理事長が必要と認めた者

(館長の設置)

第5条 館長は、学術的発展に多大の功労があったこの法人の会員、かつ次の各号に該当する者とする。なお、館長は麻醉博物館委員会委員が選出し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- (1) 麻酔博物館委員会委員を務め、かつこの法人の社員と委員就任期間をあわせて通算10年以上務めた者。
- (2) 麻酔科学に関する領域で著しい学術的業績を上げ、この法人の発展に寄与した者

(館長の任期)

第6条 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期以上重任することはできない。ただし、特別な理由がある場合、その限りではない。

(博物館館長の職務)

第7条 館長は、資料の収集、保管、展示の他、資料に関する専門的、技術的な調査研究の促進及び学校教育・社会教育における活動の機会を提供し、その提供を奨励する等、博物館法第3条記載の事業に関し、管理・監督をなす。また、国内外博物館との連絡窓口となる。

(館員の設置)

第 8 条 委員会は、麻酔科学関連資料の収集、管理、および研究を担当する館員を設置する。

- 2 館員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会は第 1 条の目的を達するため館長、委員長および館員をメンバーとする館員ボードを設置する。
- 4 館員ボードの運営については、別に定める。

(内規の変更)

第 9 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (4) に従ってなす。

附 則

1. この内規は 2012 年 6 月 6 日から施行する。